

# 小児医療に関する行政評価・監視結果報告書

## 平成19年9月 総務省行政評価局

資料 12 平成8年から17年までの10年間に於ける新生児死亡率

区 分	国全体の10年間の平均死亡率を上回っている都道府県の状況				国全体の10年間の平均死亡率以下となっている都道府県の状況				
	2.3以上	2.2～2.0	1.9～1.8	計	1.7	1.6～1.5	1.4～1.3	1.2以下	計
新生児死亡率									
都道府県数等	2 都道府県 青森県 2.4 福井県 2.3	7 都道府県	17 都道府県	26 都道府県	10 都道府県	8 都道府県	2 都道府県	1 都道府県 長野県 1.2	21 都道府県
上記のうち、毎 年の死亡率が7 年以上その年の 国全体の死亡率 を上回っている ところ又は下回 っているところ	(10年) — (9年) <b>栃木県、富山県、長崎県</b> (8年) 青森県、 <b>滋賀県、徳島県</b> 、熊本県 (7年) <b>福井県、山梨県、福岡県、沖縄県</b>  計11都道府県				(10年) 長野県 (9年) 岩手県、広島県 (8年) 茨城県、岡山県 (7年) 静岡県、大阪府、鹿児島県  計8都道府県				

- (注) 1 「人口動態統計」(厚生労働省大臣官房統計情報部)に基づき、本省が作成した。  
 2 新生児の国全体の10年間の平均死亡率は1.7である。  
 3 ( )内の年数は、国全体の死亡率を上回った年数又は下回った年数を表す。  
 4 太字の都道府県は、乳児及び新生児の双方について死亡率が高いことが常態化している都道府県である。